

「平成30年7月広島県豪雨災害義援金」募集要綱

第7版

社会福祉法人 広島県共同募金会

平成30年7月の台風7号通過後の豪雨により、西日本一帯で甚大な被害が発生しましたが、広島県内においても、大規模な土砂災害、道路の寸断等が発生し、多数の死者及び行方不明者が出ており、また家屋の損壊も多数発生しています。

広島県の11市4町（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町）に災害救助法が適用されました。

広島県共同募金会（以下、本会という）では被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行います。

1. 義援金名

平成30年7月広島県豪雨災害義援金

2. 募集期間

平成30年7月12日（木）から 令和2年6月30日（火）まで

3. 受付方法

（1）口座振込み

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
広島銀行 みかわちよう 三 川 町 支店	普通 0620947	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・全国銀行協会加盟の銀行の窓口での振込手数料が無料扱いとなります。 ・ATM振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
もみじ銀行 しょうわまち 昭 和 町 支店	普通 3013155	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・第二地方銀行協会加盟の銀行の窓口での振込手数料が無料扱いとなります。 ・ATM振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
広島県信用農業協同組合連 合会 本所	普通 0004791	社会福祉法人 広島県共同募金会

○広島県信用農業協同組合連合会の取扱店舗については、以下のとおりです。 J Aバンク（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）の本支店窓口 ○振込手数料 無料 ・店頭窓口受付分に限ります。A T M振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		
金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
広島信用金庫 たかのばしせんだ 鷹野橋千田支店	普通0 4 7 3 6 6 3	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・本支店窓口受付分に限ります。A T M振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

金 融 機 関	口 座 番 号	口 座 名 義
ゆうちょ銀行	0 0 9 6 0－5－2 3 7 1 3 9	社会福祉法人 広島県共同募金会
○振込手数料 無料 ・店頭窓口受付分に限ります。A T M振込等の場合、所定の手数料が必要となります。		

※ 上記5行へのA T M及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料となります。

（2）現金書留による義援金の送付

宛先 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
社会福祉法人 広島県共同募金会

※ 宛名のところに「救助用」と明記してください。郵便料金が免除されます。

（3）義援金の持参

広島県共同募金会及び県内各市町共同募金委員会で受け付けます。

4．義援金の取り扱い

広島県、広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部、NHK広島放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分いたします。

5．義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

ただし、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本会の「平成30年7月広島県豪雨災害義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いいたします。

後日、領収書を発行します。

6. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資の取り扱いはいたしておりません。

7. 問合せ先

社会福祉法人 広島県共同募金会

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL 082-254-3282 FAX 082-254-1975

E-Mail kyobo.34@vega.ocn.ne.jp

■ 平成30年7月12日施行

平成30年7月17日改正（第2版）

平成30年7月31日改正（第3版）

平成30年8月6日改正（第4版）

平成30年8月20日改正（第5版）

平成30年12月3日改正（第6版）

令和元年6月3日改正（第7版）